

令和4年3月16日	
所 属	消防局企画管理課
所属長	西山 善規
電 話	06-6481-0119

消防局職員の処分について

1 被処分者及び処分内容

- 職員A
消防局 消防士長 懲戒 停職3月
- 職員B
消防局 消防士長 懲戒 減給3月（1/10）
（共に地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号によるもの）

2 処分年月日

令和4年3月16日（水）

3 処分の概要

- 職員A
被処分者は、尼崎市消防士として拝命された当初から現在まで、任命権者の許可を得ず連鎖販売取引の個人事業主として約10年間報酬を得ていた。
また、平成24年5月に職員Aに対して、個人事業主として営業活動を行っているとの投書があった際には、所属の聞き取りに際し、「商品を購入しているだけで、報酬は得ていない」と虚偽の報告を行った。
- 職員B
被処分者は、令和4年1月16日に、市内の路上で息子が見知らぬ男性に頭突きをされていたことを確認した後、当該男性の髪の毛を掴んで押し倒したことにより、現場にいた警察官に暴行容疑で逮捕された。
その後の取り調べにより、2月25日に神戸地方検察庁尼崎支部により不起訴処分となったもの。

以 上